

報告事項 2

令和 8 年度事業計画書及び収支予算について

令和 8 年度当協会では、配合飼料価格の高止まりなど厳しい経営環境を踏まえて、定款に記されている目的に沿って、配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失補てん、畜産経営の環境整備及び改善合理化のための機械・施設の貸付並びに国、県及び関係団体等が実施する畜産経営の安定対策諸事業への協力等に関する事業を行い、畜産経営の安定及び畜産業の健全な経営を図り、もって県民生活に不可欠な畜産物の安定供給に寄与するものとする。

I 定款事項

1. 配合飼料価格差補てん事業（定款第 4 条第 1 項第 1 号）

本事業は、配合飼料原料穀物の価格変動による畜産経営体への影響を緩和するため、畜産経営体に価格差補てん金を交付するもので、当協会は、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下、全日基という）との契約に基づき、畜産経営体との数量契約の補てん積立金の納付、補てん金交付等に係る事務を実施する。

令和 8 年度は、全日基と 4 年毎に契約する「配合飼料価格差補てん契約（令和 7 年度～10 年度）」の 2 年目にあたる。

（1）畜種別年間契約数量（3 月末確定）

畜種	契約数量(トン)	対前年比(%)	加入者件数	対前年比(%)
乳用牛	55,654	99.5	354	97.2
肉用牛	60,338	92.6	569	95.6
豚	222,133	97.1	49	98.0
採卵鶏	96,212	86.2	21	100.0
肉用鶏	536,120	104.2	64	96.9
うずら等	4,618	109.0	2	100.0
合計	975,075	99.5	1,059	96.4

（2）契約の基金間移動に関する事務

（3）四半期別補てん積立金の徴収並びに納付事務

（4）別途納付金の徴収並びに納付事務

（5）配合飼料価格差補てん金の受領及び加入者への交付事務

2. 畜産高度化支援リース事業（定款第 4 条第 1 項第 3 号）

本事業は、畜産経営の高度化を図ろうとする経営体に対し、（一財）畜産環境整備機構が必要な施設、機械を貸し付けるもので、当協会は、施設、機械貸付に係る事業主体からの委託事務や、これまでの貸付機械等に係る貸付料の徴収と事業主体への納付事務等を実施する。

（1）令和 8 年度貸付計画

内 訳	継続貸付	うち 8 年度貸付終了
件 数	44 件	3 件
金 額	23,735,516 円	1,023,463 円

3. 肉用牛肥育経営安定対策制度（牛マルキン）（定款第4条第1項第4号）

本制度は、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の抛出と国の助成により造成した基金から、標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割を交付するものである。

当協会は、個体登録や積立金等に係る（一社）岩手県畜産協会からの委託事務を実施する。

令和8年度は、「第3業務対象年間（令和7年度～9年度）」の2年目にあたる。

（1）加入経営体数 44 個人・法人（前年比0）

（2）個体登録計画頭数 8,000 頭（前年比1,000）

4. 肉用子牛生産者補給金制度（定款第4条第1項第5号）

本制度は、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の市場価格が低落して保証基準価格を下回った場合に、その再生産を確保するため、生産者の抛出と国の助成により造成した基金から、肉用子牛生産経営体に対して補給金を交付するものであり、当協会は、個体登録や負担金等に係る（公社）岩手県農畜産物価格安定基金協会からの委託事務を実施する。

（1）加入経営対数 6 個人・法人（前年比△1）

5. 肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）（定款第4条第1項第6号）

本制度は、養豚経営の安定的発展を通じて肉豚の安定供給を図るため、（独）農畜産業振興機構が全国の基金を造成管理し、標準的販売価格が標準的生産価格を下回った場合に、その差額の9割を交付するものである。

当協会は、年次契約や生産者負担金の納付等に係る生産者からの委託事務を実施する。

（1）加入経営体数：13 個人・法人（前年比△1）

（2）年間計画頭数：156,936 頭（前年比△900）

6. その他畜産振興関連事業（定款第4条第1項第7号）

（1）岩手県配合飼料価格安定緊急対策事業

本事業は、配合飼料価格の高騰に伴う畜産経営体への影響を緩和するため、岩手県が配合飼料購入費の一部について補助金を交付するもの。

令和8年度は、令和7年度第4四半期の購入実績に対する補助金交付事務を行う。

II 管理・運営事項

1. 総会、理事会の開催について

総会（定時総会） 1 回（5月）

理事会 3 回（5月、11月、3月）

その他、必要に応じて臨時総会、臨時理事会を開催する。

2. 監査の実施について

税理士監査 月次監査（毎月）、年次監査（4月）

監査員監査 中間監査（10月）、年次監査（4月）

3. 事業推進会議の開催について

事業推進会議 1 回（Web 併用開催）